

合志楓の森中学校PTA規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は合志楓の森中学校PTAと称し、所在地を熊本県合志市栄3793番地5に置き事務局を合志楓の森中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図り、常に時代に対応できるPTAとして会員相互の教養を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育の理解及び自己研修に関すること。
- (2) 家庭と学校と社会との連携によって生徒の生活向上を図ること。
- (3) 教育環境の整備に努めること。
- (4) 会員の表彰、慶弔、見舞等を行なうこと。
- (5) その他、必要と認めた事項。

第2章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、教育的なもので総会の議決及びその他の正当な企画と議決を通じてその目的を達成する。
- (2) 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の命によって、いかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務の候補者も推薦することはできない。
- (3) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の関係機関と協力する。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員とする。

(会員の権利と義務)

第6条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

権利

- (1) 動議を出し議決すること。
- (2) 会務及び事業報告を受けること。

義務

- (1) 本会の目的達成のために努力する。
- (2) 所定の会議に出席する。
- (3) 会費を納める。

第4章 役員及び委員

(役員・委員の名称及び員数)

第7条 本会には次の役員を置き、執行部とする。また、特別な事情がある場合は、副会長、会計、書記をそれぞれ1名に限り増減員することができる。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 (うち1名は家庭部会長を兼務) |
| (3) 会計 | 3名 (うち教職員1名) |
| (4) 書記 | 3名 (うち教職員1名) |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 顧問 | 校長 |

(委員の名称及び員数)

第8条 本会には次の委員を置く。

- (1) 学級委員 若干名 (各学級から2名及び教職員)
- (2) 広報文化委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)
- (3) 生活指導委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)
- (4) 環境委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)
- (5) 保健体育委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)

尚、各委員会に委員長、副委員長を置く。

(役員・委員の資格及び選出)

第9条 本会の役員及び委員は次の方法により定める。

- (1) 全ての役員・委員は本会の会員であるとともに、生徒の保護者の資格を有する者とする。
- (2) 会長・副会長・会計及び書記は指名委員会で指名し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 監事(2名)は指名委員会で指名し、総会で承認を得る。
- (4) 委員は年次総会前に学級から選出する。

(役員・委員の職務)

第10条 本会の役員・委員は次の任務を有する。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、年次総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。
- (4) 書記は総会をはじめ、各種会議の議事録作成、その他各種の記録及び通信を行う。
- (5) 委員は、本会の活動を推進するために、それぞれの所属する各種委員会に出席し会員の意見を積極的に反映し必要な事項について、調査研究あるいは企画し活動するものとする。
- (6) 顧問は、会務に協力し助言援助をなす。

(役員・委員の任期)

第11条 本会の役員・委員等の任期は1年とする。再任は妨げないが最長で原則2年とする。

第12条 会長、副会長の職にあった者は、その職を退いた後（子どもが在籍してなくても）において、1年間は本会の相談に応ずるものとする。

第5章 機関

(種類)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 全体委員会
- (4) 委員会
- (5) 特別委員会
- (6) 指名委員会
- (7) 監査委員会
- (8) 個人情報保護委員

(総会)

第14条

- 1 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とし全会員をもって構成する。
- 2 定期総会は毎年4月中に開催する。
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき臨時開催する。
- 4 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 事業の計画・報告及び収支の予算・決算に関する事項
 - (2) 会費の変更に関する事項
 - (3) 役員の変更に関する事項
 - (4) 規約の改廃に関する事項
 - (5) その他本会の業務に関する重要事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・各委員長・及び学校長・教頭、主幹教諭・教務・学年主任をもって構成し、本会の重要事項を審議・調整・決定・執行する等本会の運営に当たる。

(全体委員会)

第16条 全体委員会は、役員・委員及び学校長・教頭・教職員をもって構成し、運営委員会の付議事項を審議・決定し、各委員会間の調整・連絡を図る。

(委員会)

第17条

- 1 委員会は、学年委員会・広報文化委員会・生活指導委員会・環境委員会及び保健体育委員会の5会とする。
- 2 学年委員会は、学年ごとに、それぞれの学級委員をもって構成し、学年及び学級PTAの活性化を図るため、次の業務を行う。

- (1) 学級・学年の教育活動への協力
- (2) 研修会・懇談会等の行事の計画・立案
- (3) 授業参観・学年PTA例会の運営
- (4) 学年間・学級間及び学校との連絡調整
- (5) 会員の啓発と会員相互理解への助言

3 広報文化委員会は、広報文化委員をもって構成し、本会の状況を知らしめ、会員の教養文化の向上を図るため次の事業を行う。

- (1) 会の計画・活動内容の広報活動
- (2) 広報資料収集と広報紙等の発行
- (3) 編集会議の開催
- (4) 講演会・研修視察等の教養研修
- (5) 学校の文化諸行事の協力と援助

4 生活指導委員会は、生活指導委員をもって構成し、校内外の生徒の生活指導の充実を図るため次の事業を行う。

- (1) 地区のパトロールの計画と推進
- (2) 学校及び地域団体との協力と情報交換
- (3) 交通指導の計画と実施
- (4) 健全育成を目指した指導及び活動の企画・推進
- (5) 生徒の校外生活の指導

5 環境委員会は、環境委員をもって構成し、校地・校舎の環境整備・美化を図るため次の事業を行う。

- (1) 校地・校舎及び周辺の整備並びに美化の促進
- (2) 学校環境整備行事等への参加協力

6 保健体育委員会は、体育委員をもって構成し、校内外の体育行事充実を図り、かつ生徒の保健体育の向上を図るため次の事業を行う。

- (1) 体育大会協力及び体育レクリレーションの計画・実施
- (2) 生徒の校舎内における保健への協力と推進

(特別委員会)

第18条 特別委員会は、会長・副会長をもって構成し、生徒の購入品及び業者の選定等を行う。

(指名委員会)

第19条 指名委員会は、指名委員（1・2学年の各学級から1名）及び当該年度に退任する役員をもって構成し、会長・副会長・会計・書記及び監事を定期総会に指名し、承認を得ると同時にその任務を終了し解任される。

(監査委員会)

第20条 監事は年度終了後において、監査委員会を開き、本会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告し、意見を述べなければならない。

(個人情報保護委員会)

第21条 個人情報保護委員会は、役員にて構成し、個人情報の保護に努める。

(検討委員会)

第22条 校則検討委員会及び制服検討委員会は、運営委員会がこれを兼ねる。

(会議の招集)

第23条 総会ははじめ各種会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、委員会は会長及び委員長の連名で招集する。なお、必要な場合は学校長も連名するものとする。

(会議の運営)

第24条 総会について次のとおり定める。

- (1) 総会の議長は会長の委嘱とする。
- (2) 総会は会員の3分の2以上の出席(委任状可)を要し、かつ、出席者の過半数の承認を要する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (3) 総会以外の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (4) 災害時や緊急時などの非常事態において総会の招集が困難なときは、書面による総会を開くことができる。

第6章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 本会の経理は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第27条 本会の予算は、総会において議決し、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第28条 本会の会費は、月額1戸200円とする。

第7章 非常事態の対応

第29条 災害時や緊急時等、確たる理由のもと、通常の活動が行えない場合は、学校と協議の上、会長の決済により対応措置を講ずるものとする。

- (1) 執行部は学校と協議の上、活動の中止や変更を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。
- (2) 総会(臨時総会含む)の招集が不可能である場合には、書面やメール等で報告、決議、承認を行うことができるものとする。
- (3) その他、ここにはない事態が生じ、対策を講じないといけない場合には、執行部は学校と協議の上、会長の決済において別途対応措置を検討し施行する権限を有する。

第8章 雑則

(表彰)

第30条 本会は、会の活動に貢献顕著な会員ならびに生徒等に対し、その功績を顕彰するため、総会の席で感謝状を贈るものとする。

(諸規定)

第31条 本会の諸規定は全体委員会の議決を経て別に定める。

第9章 附則

(施行)

第32条 本規約は、令和3年6月1日より施行する。

(規約改廃)

第33条 本規約を改廃するには、第23条の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の承認がなければならない。

令和4年4月16日、一部改定

合志楓の森中学校PTA組織図

